

周南市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例の一部を改正する条例

周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 2 市長は、市営住宅の有効活用を図ることを目的に、前項第1号の条件を具備しない者であっても、市営住宅に入居させることができる。
- 3 前項の規定により入居させることができる市営住宅の規格は、市長が別に定める。
第28条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。
第51条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。
第64条第1項中「第6条第4号」を「第6条第1項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（周南市営改良住宅条例の一部改正）
- 2 周南市営改良住宅条例（平成15年周南市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（入居者の資格及び選考）

第4条 改良住宅に入居することができる者は、法第18条各号に掲げるもので、かつ、周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第1項第4号の条件を具備するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居

住しなくなった場合においては、市営住宅条例第4条、第5条、第6条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用し、現に住宅に困窮していることが明らかな者を改良住宅に入居させることができる。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「214,000円」とあるのは「13万9,000円」と、「158,000円」とあるのは「11万4,000円」と読み替えるものとする。

第5条第3項中「第6条第2号の」を「第6条第1項第2号の」に、「第6条第2号ア」を「第6条第1項第2号ア」に改める。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 市長は、市営住宅の有効活用を図ることを目的に、前項第1号の条件を具備しない者であっても、市営住宅に入居させることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により入居させることができる市営住宅の規格は、市長が別に定める。</u></p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(入居者資格)</p> <p>第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、<u>第6条第1号</u>から第3号まで及び第5号の規定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、<u>第6条第1項第1号</u>から第3号まで及び第5号の規定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現行	改正案
<p>(警察本部長からの意見聴取)</p> <p>第64条 市長は、第8条第1項の規定による入居の申込みを受けたときは第6条第4号に該当する事由、第12条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由又は第13条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(警察本部長からの意見聴取)</p> <p>第64条 市長は、第8条第1項の規定による入居の申込みを受けたときは第6条第1項第4号に該当する事由、第12条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由又は第13条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>

周南市営改良住宅条例新旧対照表（附則第2項の改正）

現行	改正案
<p><u>（入居者の資格及び選考）</u></p> <p><u>第4条 改良住宅に入居することができる者は、法第18条の規定に定めるところによるものであり、かつ、周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第4号の条件を具備する者とする。ただし、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、市営住宅条例第4条から第6条まで、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、市営住宅条例第6条第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、21万4,000円とあるのは13万9,000円と、15万8,000円とあるのは11万4,000円と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>（入居者の資格及び選考）</u></p> <p><u>第4条 改良住宅に入居することができる者は、法第18条各号に掲げるもので、かつ、周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第1項第4号の条件を具備するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、市営住宅条例第4条、第5条、第6条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用し、現に住宅に困窮していることが明らかな者を改良住宅に入居させることができる。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「214,000円」とあるのは「13万9,000円」と、「158,000円」とあるのは「11万4,000円」と読み替えるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(家賃額の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 改良住宅の収入超過者については、市営住宅条例第28条第1項の規定を準用する。この場合において、「<u>第6条第2号の金額</u>」とあるのは「11万4,000円(市営住宅条例<u>第6条第2号ア</u>に規定する場合は13万9,000円)」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(家賃額の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 改良住宅の収入超過者については、市営住宅条例第28条第1項の規定を準用する。この場合において、「<u>第6条第1項第2号の金額</u>」とあるのは「11万4,000円(市営住宅条例<u>第6条第1項第2号ア</u>に規定する場合は13万9,000円)」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p>